

消費者トラブル

第13回

注意報



【トラブルQ & A】

～個人情報をおまじらまかにばらまかないで！～

■相談します

友達の間で流行っているの、自分もプロフを作りました。けど、最近エッチな件名のメールや知らない人からのメールが増えて、中にはお金を支払うよう請求するメールも届くようになりました、どうしたらよいのでしょうか？

■お答えします

『プロフ』とはプロフィールサイトの略で、主に携帯電話を使って、名前や住所、血液型、趣味などの質問項目を入力すると、手軽に自己紹介のページができます。このページには日記を書いたり、見た人が返事を書いたりすることもできます。プロフにおもしろおかしくプライバシーをさらけ出すとアクセス数が多くなり、人気者になった気分になります。しかし、気をつけてください。プロフや掲示板に書いた個人情報は、世界中の人が見ることができ、見ている人は善意の人だけとは限りません。高校生になりすました大人が、犯罪のターゲットを探していることもあるなど、トラブルに巻き込まれるケースが増えています。一度他人に知られてしまった個人情報は取り返すことができません。携帯電話会社やプロバイダーの相談窓口に連絡して、迷惑メールや迷惑電話対策サービスを利用することも有効です。

◎被害に遭わないようにするためには◎

- ▶あやしいサイトには、アクセスしない。
 - ▶身に覚えのない内容の請求は、無視すること。絶対に支払ってはいけません。
 - ▶名前やメールアドレスは、重要な個人情報です。「無料」の言葉に惑わされず、安易な気持ちで登録しない。
 - ▶送られてきた迷惑メールには返信せず、削除する。
- 問い合わせ 消費生活センター (☎2928-1233・FAX2923-8711)

所沢市消費生活センター相談窓口

相談日 月～金曜日(祝休日を除く)
 相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
 ところ 旧市庁舎2階(宮本町1-1-2)
 相談専用電話 ☎04-2926-0999

住宅・土地統計調査にご協力を

10月1日現在で住宅・土地統計調査が行われます。調査をお願いする世帯には、調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。問い合わせ 情報統計課 (☎2908-90036・FAX29098-9153)

9月22日(月) 電子証明書発行・更新・失効サービスの一時停止

窓口での電子証明書発行・更新・失効サービスができなくなりま。電子証明書の発行・更新・失効を希望される方は、この日を避けてお手続きをお願いします。問い合わせ 市民課 (☎29098-90087・FAX29095-3190)

「ねんきん特別便」年金記録の確認にご協力ください

年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認いただき、

「ある場合」「も」ない場合「も、必ずご回答ください。」

- 3月までに青色の封筒が届いた方：年金記録に「もれ」がある可能性が高い方
 - 4月から5月までに緑色の封筒が届いた方：年金受給者の方
 - 6月から10月に緑色の封筒が届いた方：現役加入者の方
- 問い合わせ ねんきん特別便専用ダイヤル (☎0570-058-555、IP電話・PHSからは、☎03-6700-1144)

国民健康保険被保険者証(保険証)の一言更新を行います

国民健康保険に加入している世帯の世帯主あてに新しい保険証(ピンク色)を9月下旬までに、配達記録郵便で郵送します。受け取りの際には、受領印などが必要です。不在の場合は『郵便物お預かりのお知らせ』が郵便受けに投かんされますので、指定さ

れた郵便局で受け取ってください。なお、有効期限が過ぎた保険証(灰色)は、お手数ですが市役所1階国保年金課、またはお近くの出張所に返納してください。

問い合わせ 国保年金課 (☎2908-9131・FAX29098-9061)

「子どもの人権110番」強化週間

とき 9月8日(月)～14日(日)／午前8時30分～午後7時(13日(土)14日(日)は午前10時～午後5時) ◎右期間以外は、午前8時30分～午後5時15分(月・金曜日)です。相談専用電話番号 ☎0120-007-110

◎IP電話からは接続できません。相談員 法務局職員、埼玉子ども人権専門委員 問い合わせ さいたま地方事務局 人権擁護課 (☎048-863-9589)、市民相談課 (☎2908-9092・FAX29098-9041)

戦傷病者等および戦没者等の妻の方々に特別給付金を支給します

【平成18年度に国債の最終償還を迎えた方】 戦傷病者特別給付金の継続支給 戦傷病者である夫が、平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金特別傷病恩給、障害年金を受けている場合、その妻に支給されます。

戦傷病者特別給付金の特例給付 戦傷病者である夫が、平成15年3月31日までに、一般のけがや病気で亡くなった場合、その妻に支給されます。

戦没者妻特別給付金の継続支給 これまでに、第17回は号第10回を号、第4回つ号の国債をお持ちの方が対象となります。戦没者等の妻が、平成18年10月1日において、公務扶助料、遺族年金等を受けている場合に支給されます。

3月31日までに、公務傷病や勤務関連傷病で亡くなられた場合に、その妻に支給されます。

【平成13年4月2日～15年4月1日に新たに戦傷病者の妻になった方】 戦傷病者妻特別給付金の新規支給 平成13年4月2日から15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として次の年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給されます。

増加恩給▶傷病年金▶特例傷病恩給▶障害年金 申請期間 平成18年10月2日～21年9月30日(※まで) (申請は期間内に一度限りです) 問い合わせ 福祉総務課 (☎2908-9113・FAX29098-1147)

10月1日から障害者の方に対するNHK放送受信料免除の適用範囲が拡大されます

【新たな免除適用の条件】 ◎全額免除：障害者手帳(身体的・知的・精神のいずれか)を所持する方がいる世帯で、世帯全員の方の市民税が非課税でその世帯のいずれかの方が受信契約者であること

◎半額免除：次の手帳を所持する障害者の方が、受信契約者かつ世帯主であること ▶身体障害者手帳(1級または2級) ▶療育手帳(AまたはA) ▶精神保健福祉手帳(1級)

◎視覚・聴覚障害者の方については、等級の要件はありません。申し込み 免除を受けるには市の証明が必要です。障害者手帳と印鑑(全額免除を受ける方で平成20年1月1日に市内に住居のない方は平成20年度の非課税証明書)をお持ちのうえ ▶身体障害者・療育手帳を所持する方がいる世帯：市役所1階障害福祉課へ直接 ▶精神保健福祉手帳を所持する方がいる世帯：保健

センター成人保健課へ直接 ◎現在、免除を受けている方は手続きの必要はありませんが、半額免除から全額免除の基準に該当する方は手続きが必要です。

問い合わせ 障害福祉課 (☎2908-9116・FAX29098-1147)、保健センター成人保健課 (☎29091-1811・FAX29095-1178)

埼玉県の勤労者向け融資制度

資金の用途	限度額	利率
結婚資金 (本人または三親等以内の親族の結婚費用)	100万円	年1.9%
育児資金 (妊娠から小学校入学までに発生する育児費用)	100万円	
教育資金 (入学金、授業料等の教育資金)	200万円	

●利率は改正することがありますので事前にご確認ください。
 ●別途、保証料(年0.7%)が必要です。
 ●申し込みに当たっての要件(県内居住、年齢要件等)と申し込み後に、中央労働金庫の審査があります。審査の結果、ご希望に沿えない場合もあります。
 ●申し込みは、中央労働金庫県内各支店で受け付けます。

このほかに「応急資金」および「失業資金」もあります。詳しくはお問い合わせください。問い合わせ 埼玉県勤労者福祉課 (☎048-8300-4518・FAX048-8300-4850)

労働者、事業主の皆さまへ 職場でのトラブルの解決をサポートします。問い合わせ 所沢総合労働相談コーナー(並木6-1-3/所沢労働基準監督署内/☎29095-2582)、埼玉労働局企画室(さいたま市中央区新都心11-2/ランド・アクセス・タワー16階/☎048-600-6262)